



換気をせずに
トイレ清掃中に
洗浄剤を使って
フッ化水素中毒に



施設の壁清掃に
原液のままカビ取り用洗剤を
使って呼吸困難に

あなたの職場は大丈夫!?

いつもの作業の「化学製品」
適切に管理していますか?



殺虫剤が散布作業中に
不十分な保護具で体に付着し
有機リン中毒に



美容院で毛染め剤を素手で
使って皮膚にかぶれ

労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!



労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくはこちら⇒



【職場における化学物質の自律的な管理を進めるための4つのステップ】

STEP 1

取り扱う化学物質を把握

事業場内で取り扱う物質についてリストアップして一覧を作成したら、リスクアセスメント対象物を特定しましょう。

STEP 2

実施体制を整備

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、譲渡、提供する事業場では、化学物質管理者の選任が、保護具を使用する事業場では保護具着用管理責任者の選任が必要です。

STEP 3

リスクアセスメントを実施

化学物質による危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害性に基づくリスクを見積もり、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置（リスクを減らす対策）の内容を検討しましょう。

STEP 4

化学物質を取り扱う労働者に対する教育等

知識教育（取り扱う装置・設備の構造や機能、化学物質の危険性・有害性、必要な法規・社内基準等）、技能教育（訓練）（作業方法、操作方法、緊急時対応の定期訓練等）、態度教育（化学物質の取扱いによる利益・不利益、危険性の五感での体感等）